

教職課程

教職課程履修者へ

教職課程は、戦前の師範学校を中心とした「閉鎖的」教師養成システムに代わる「開放制」教師養成システムとして、戦後教育改革の重要な柱の一つとして創設されました。これは、広い教養と深い学問的な素養を持つとともに、型にはまらず豊かな人間性と個性を持った教師を、大学教育を通じて養成することを目的とするものです。

本学の教職課程では、中学校と高等学校の教育職員免許状を取得することができます。そのためには、この後詳しく述べるように、各学部の卒業に必要な単位のほかに、様々な所定の科目を修得し、2～3週間にわたる中学あるいは高等学校での教育実習を完了しなければなりません。さらに、中学校教師の免許状を取得する場合には、特別支援学校や社会福祉施設での7日間の「介護等の体験」が必要です。卒業に必要な単位に加えて、こうした要件をクリアーすることは決して容易なことではありません。しかし、教師という仕事の専門性と社会的な責務の重要さからみて、その基礎資格（免許状）を取得するために、それ相応の意欲と粘り強い努力が求められるのは、ある意味では当然ともいえることです。

近年の中学校・高等学校の厳しい教員採用状況にもかかわらず、本学では、毎年多くの卒業生が難関を切り拓いて教職に就いています。現在、全国の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で活躍している本学出身の教師は5,000名をはるかに超えています。

今、学校現場は、専門的な力量と人間的な魅力を豊かにそなえた、子ども・青年とともに生きる教師を強く求めています。皆さんの中から、こうした教師への道を目指す人が一人でも多く生まれ、その夢をかなえられることを心から期待しています。

明治大学教職課程について

明治大学は、学長の下に、「明治大学資格課程委員会」（委員長：教務部長）を設置し、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程（これらを「資格課程」という。）の充実改善と全学的運営にあたっています。

資格課程委員会では、資格課程の教育の計画・立案に関する事、教育（実習を含む）の実施に関する事、科目の履修・単位認定等に関する事、課程の認定等の申請に関する事、予算・施設の整備拡充に関する事などが審議されます（明治大学資格課程委員会規程）。つまり、資格課程委員会は、明治大学がその名前で授与する資格に責任を持つための組織です。教職課程については、資格課程委員会に教職課程専門部会がおかれ、全学的な課題の検討・連絡・調整を行います。

教職課程は、資格課程委員会を構成する課程のひとつとして本学の教員養成を担当する部署であり、以下のことがらに責任を持ちます。

1. 教育職員免許法に基づき、独自のカリキュラムを組む。
2. それら科目の試験実施、成績評価、単位認定を行う。
3. 教育実習や介護等体験を実施する条件を設定する。
4. 科目等履修生の選抜を実施する。
5. 教員免許状を一括申請する。
6. その他、教員養成に係わる個々のケースについて審議、決定する。

I. 教育職員免許状について

1. 教育職員免許状とは

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員として児童又は生徒を指導する職務を行うためには、教育職員免許法に基づく、それぞれの学校種や担当教科に対応した教育職員免許状を取得する必要があります。この免許状取得のための資格を付与する教育が教員養成であり、原則的には大学において行われることになっています。(後述のように、免許状は都道府県教育委員会によって交付されます。)大学において教員養成を担っているのは、国立大学教育学部をはじめとする、教員養成を専門とする学部学科と、文学部や政治経済学部や理工学部など一般の学部在籍しながら教職を目指す学生を対象とする教職課程が主たるものです。教員養成を目的としない一般大学の教職課程は、その履修生が所属するそれぞれの学部学科における専門的な知識・技能の修得に加えて、教育学・心理学関係の〔教職専門科目〕を履修することで、専門的知見の深い教師が生まれることを期待されていると言えます。

このような教職課程は、当該大学の学部・学科ごとに、それぞれに関連する科目の免許資格を取得させるのに適当か否かについて、文部科学省の厳しい審査を経て開設が認定(これを課程認定という。)されます。明治大学の教職課程は、すべての学部で教育職員免許状取得資格の付与が認定されており、それらの免許状の種類及び教科は、本書28, 29ページに示す通りです。

なお、2007(平成19)年の教育職員免許法の改正により、2009(平成21)年4月以降に交付される教育職員免許状は10年間の有効期限付きとなっています。

2. 免許状取得にあたっての留意点

明治大学の教職課程において取得できる免許資格は、それぞれの学部・学科ごとに認定された教科の中学校および高等学校の一種免許状と、大学院に在籍して所定の単位を修得して認められる専修免許状です。本書28, 29ページの表にあるように、学部・学科によっては、複数の教科の免許資格が可能なケースもあり、また、単一の教科のみ認定されているケースでも、中学校と高等学校の免許資格を取得することが可能です。

後にも触れるように、1教科について中・高の免許資格を同時に目指すことは比較的容易です。また、所属する学科等に認定されている複数の教科の免許取得に取り組むことも不可能ではありませんが、修得すべき単位がかなり多くなるので、周到的な計画を立てての履修が必要です。今後の教員採用動向を見通すと、中学および高校の課程を一貫するタイプの学校が私立だけでなく公立でも増えてゆく中で、そこでの指導を担当し得る中・高両方の免許をもつ教員の需要が高まることが予想されます。また、「地理歴史」と「公民」両方の教科を担当できる教員が求められることも多くあります。したがって、教職を第一の進路とする場合には、可能であれば、複数の校種や教科の免許資格取得を目指すことが望ましいといえます。

Ⅱ. 本学で取得できる教育職員免許状

1. 学 部

本学において取得できる教育職員免許状の種類と教科は次表のとおりです。取得できる免許状は、所属学部・学科（専攻）により決められています。原則として決められた教科以外の免許状を取得することはできません。

学部・学科等		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
法 学 部		社 会	地理歴史・公民
商 学 部		社 会	地理歴史・公民・商業
政 治 経 済 学 部		社 会	地理歴史・公民
文学部	文学科 ^(注) (日本文学専攻)	国 語	国 語
	(英米文学専攻)	外国語 (英語)	外国語 (英語)
	(ドイツ文学専攻)	外国語 (ドイツ語)	外国語 (ドイツ語)
	(フランス文学専攻)	外国語 (フランス語)	外国語 (フランス語)
	(演劇学専攻)	国 語	国 語
	(文芸メディア専攻)	国 語	国 語
	史学地理学科	社 会	地理歴史・公民
	心理社会学科	社 会	公 民
理工学部	電気電子生命学科	数 学	数 学
	機械工学科	数 学	数 学
	機械情報工学科	数 学	数学・情報
	建築学科	数 学	数 学
	応用化学科	理 科	理 科
	情報科学科	数 学	数学・情報
	数学科	数 学	数 学
	物理学科	数学・理科	数学・理科
農学部	農学科	理 科	理科・農業
	食料環境政策学科	社 会	地理歴史・公民・農業
	農芸化学科	理 科	理科・農業
	生命科学科	理 科	理 科
経 営 学 部		社 会	地理歴史・公民・商業
情報コミュニケーション学部		社会・外国語 (英語)	公民・情報・外国語 (英語)
国 際 日 本 学 部		社会・外国語 (英語)	地理歴史・公民・外国語 (英語)
総合数理学部	現象数理学科	数 学	数 学
	先端メディアサイエンス学科	——	情 報
	ネットワークデザイン学科	——	情 報

注：文学部の学生は、専攻ごとに取得できる免許状の教科が定められていますが、他専攻の免許状の教科についても、当該専攻が許可する場合に限り、取得することができます。(詳細については、文学部事務室に確認してください。)

2. 大 学 院

本大学院において取得できる教育職員免許状の種類と教科は次表のとおりです。取得できる免許状は、所属研究科・専攻により決められています。

研究科・専攻		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
法学研究科	公法学専攻 民法法学専攻	社 会 社 会	公 民 地理歴史・公民
商学研究科	商学専攻	社 会	公民・商業
政治経済学研究科	政治学専攻 経済学専攻	社 会 社 会	地理歴史・公民 地理歴史・公民
経営学研究科	経営学専攻	社 会	公民・商業
文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 仏文学専攻 独文学専攻 演劇学専攻 文芸メディア専攻 史学専攻 地理学専攻 臨床人間学専攻	国 語 外国語（英語） 外国語（フランス語） 外国語（ドイツ語） ——— 国 語 社 会 社 会 社 会	国 語 外国語（英語） 外国語（フランス語） 外国語（ドイツ語） ——— 国 語 地理歴史 地理歴史 公 民
理工学研究科	電気工学専攻 機械工学専攻 建築・都市学専攻 応用化学専攻 情報科学専攻 数学専攻 物理学専攻	——— ——— ——— 理 科 ——— 数 学 理 科	——— ——— ——— 理 科 ——— 数 学 理 科
農学研究科	農芸化学専攻 農学専攻 農業経済学専攻 生命科学専攻	理 科 ——— 社 会 理 科	理 科 農 業 公 民 理 科
情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション学専攻	社 会	公 民
教養デザイン研究科	教養デザイン専攻	社 会	公 民
先端数理科学研究科	現象数理学専攻 先端メディアサイエンス専攻 ネットワークデザイン専攻	数 学 ——— ———	数 学 情 報 ———
国際日本学研究科	国際日本学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）

Ⅲ. 教職課程関係科目と履修方法（学部生）

教育職員免許状（一種）取得要件の概要

一種免許状の取得要件は、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」により定められています。本学における免許状取得要件は次のとおりです。（詳細は各項目のページで確認してください。）

- ① 学士の学位を取得すること。（卒業すること。）
- ② 所定の項目ごとに、必要単位数以上修得すること。

該当項目		法定単位数		本学における必要単位数		
		中学校	高等学校	中学校	高等学校	
教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項	20	20	20	20	
	教職専門科目 (注1)	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	4	8	4
		教科及び教科の指導法に関する科目（A群）				
		教育の基礎的理解に関する科目（B群）	10	10	12	12
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（C群）	10	8	12	10
		教育実践に関する科目（D群）	7	5	7	5
	〔教職専門科目〕最低修得単位数	35	27	39	31	
大学が独自に設定する科目（E群）(注2)	4	12	0	8		
教科及び教職に関する科目最低修得単位数		59	59	59	59	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	2	2	2	
	体育	2	2	2	2	
	外国語コミュニケーション	2	2	2	2	
	情報機器の操作	2	2	2	2	
合計最低修得単位数		67	67	67	67	

〔教職専門科目〕……………教師としての資質向上を目的とした科目

『教科に関する専門的事項』……………教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目

『大学が独自に設定する科目』……………教師としての得意分野づくりや個性の伸長を進めることを目的とした科目

(注1) 〔教職専門科目〕

教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうち『教科に関する専門的事項』に関する科目及び『大学が独自に設定する科目』を除いた科目を本学では、〔教職専門科目〕といいます。

(注2) 『大学が独自に設定する科目』

A群からD群の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、『大学が独自に設定する科目』の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、本学における最低必要単位数である59単位から、A群からD群の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、『大学が独自に設定する科目』として設置されている科目を単位数以上履修しなければならないという意味ではありません。

③ 介護等の体験を行うこと。(中学校教諭免許状取得の場合のみ)

中学校教諭の免許状を取得するためには、1998年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」にもとづき、省令が定める特別支援学校及び社会福祉施設での7日間以上の「介護等体験」が義務づけられています。

履修上の注意事項

1 履修開始年次について

- (1) 教職課程は、1年次から履修（登録）できます。
- (2) 教職課程の科目は、科目ごとに履修開始年次が決まっていますので、注意してください。

2 履修方法について

教職課程については段階を追ってカリキュラムを展開するので、理系の学部はなるべく、それぞれの科目の履修開始年次に履修するようにしてください。ただし、所属しているキャンパスに開設していない科目もあります。その場合は、無理にその年次に履修する必要はありません。

3 他のキャンパスに開設している授業科目の履修について

教職課程の〔教職専門科目〕、『大学が独自に設定する科目』については、原則として所属するキャンパスによる履修制限がありませんので、他のキャンパスで開設されている科目も履修することができます。

4 他の課程との共通科目の扱いについて

複数の課程にある同一名称の科目は、原則として各課程共通で使用できます。重複しての履修はできません。

なお、教職課程の履修開始前に修得した科目であっても、その単位は認められます。

◆ 履修方法は、所属する学部・学科（専攻）ごとに異なります。

以下のページを熟読し、間違いのないように履修してください。

法学部	・・・・・・・・	54	～	58	ページ
商学部	・・・・・・・・	60	～	65	ページ
政治経済学部	・・・・・・・・	66	～	76	ページ
文学部	・・・・・・・・	78	～	97	ページ
理工学部	・・・・・・・・	98	～	113	ページ
農学部	・・・・・・・・	114	～	129	ページ
経営学部	・・・・・・・・	130	～	143	ページ
情報コミュニケーション学部	・・・・	144	～	149	ページ
国際日本学部	・・・・・・・・	150	～	155	ページ
総合数理学部	・・・・・・・・	156	～	160	ページ

教職課程履修プロセス（教員免許状取得まで）〔目安〕

（例 1年次から履修開始の場合）

学年	主な教職関係科目の履修	介護等体験 (中学校免許状取得希望者は 必須)	教育実習	事務手続
1年	教育基礎論 教職入門 教育行政学 学校の制度と経営 教育心理学 特別支援教育概論 日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	登録ガイダンス (10月中旬～11月中旬) テキストの購入(10月中旬～) 原票の提出(11月) 麻疹に関する届出準備 (11月中旬～) 体験費用の納入(12月～1月)		教職課程ガイダンス (4月) 履修料納入・履修登録 (4月)
2年	授業デザイン論 教育課程論 道德教育の理論と実践 総合的な学習の時間の指導法 特別活動論 教育の方法と技術 生徒・進路指導論 教育相談の理論と方法	事前指導(3月～4月) 定期健康診断の受診 (4月上旬) 麻疹に関する届出書提出 体験先決定及び個人票の提出 (6月下旬～7月上旬) 介護等体験(5月～翌年3月) ※5月～7月までの介護等体験については、直接学生に連絡します。	「教育実習登録ガイダンスについて(日程等)」及び「『教育実習登録ガイダンス』までに各自でやるべきこと」等掲示(1月)	履修登録(4月)
3年	教科教育法 教育実習Ⅰ		登録ガイダンス(3月～4月) 教育実習Ⅰ履修希望提出(5月) 教育実習Ⅰクラス確定(6月) 都内公立校、明大付属校実習者本登録(9月) 教育実習Ⅰ 「事前指導」開始(秋学期) 教育実習オリエンテーション(12月)	履修登録(4月) 単位確認票配布(11月)
4年	教育実習ⅡA・ⅡB 教職実践演習(中・高)		教育実習ⅡA・ⅡB 「事前指導」(春学期) 「学校現場実習」 春学期(5月上旬～7月下旬) 秋学期(8月下旬～11月下旬) 「事後指導」 春学期(6月下旬～7月下旬) 秋学期(10月下旬～12月上旬)	履修登録(4月) 一括申請ガイダンス及び予備登録手続(4月初旬) 介護等体験証明書提出(7月) 一括申請確認説明会及び本申請手続(10月頃) 免許状一括申請手数料納入(10月) 免許状交付(卒業式)

注1：主な教職関係科目の学年は履修開始年次を示す。履修年次は目安です。

注2：介護等体験及び教育実習に関するスケジュールは、今後変更になる可能性があるため、掲示に注意すること。

注3：所属する学部または学年によっては、取得を希望する課程の一部の授業科目が、所属するキャンパスに開設していないことがあります。

＜教師として必要な専門的力量を自覚的に鍛えるためのカリキュラム＞

1～2年次（年次は目安）

A. 自ら学び、自分の世界を構成し、知的活動のスタイルをつくる社会的視座の形成

- ① 自ら学ぶ力（習慣）を身につけ、自分の世界を深め広げる = 「教育基礎論」（1年次から）
現代の教育の課題を認識しつつ、教育の基礎であるポジティブな学習観を形成する自己形成としての教育（ビルドゥング）を通じて、教育への情熱と志を育てる読書習慣（最低週2冊以上）、研究会主催能力をつける。
- ② 社会的・民主主義的視座で教育と教師を捉える力 = 「教職入門」, 「教育行政学」, 「学校の制度と経営」
(1年次から)
現代の教育と教師を、広い歴史的社会的視野の中で捉えなおし、民主主義的な社会をつくる主体としての認識と行動を学ぶ。教育と教師をめぐる現実の社会的問題に対する目を開く。

B. 他者と自己に関わる力の形成

自分とは異質な他者に積極的に関わり、自己と他者の固有な世界をすり合わせ、互いの中に新しい意味が生まれるようなクリエイティブな関係性をつくる力の形成を目指す。

- ① 発達を通じて他者と自己に関わる力 = 「教育心理学」（1年次から）
発達のながめる力 [特別支援教育概論]（1年次から）
自己をコントロールする力、共感力
- ② 公共性と倫理に関わる認識力 = 「道徳教育の理論と実践」（2年次から）

介護等体験

2～4年次（年次は目安）

A. 教師としての当事者能力の形成

学校組織の中で責任を担う教師の仕事を知り、実習へ向けて課題意識を鮮明にする。

- ① 他者のアイデンティティ形成を助け、援助的に関わる視点を養う
= 「教育相談の理論と方法」（2年次から）, 「生徒・進路指導論, 特別活動論」（2年次から）
- ② 学校組織の特質と役割の理解 = 「教育法」（2年次から）
教育実習に向けて、社会的組織としての学校を理解する
- ③ 教科運営の基礎的方法を見直す力, 「教える」力 = 「授業デザイン論」（2年次から）
= 「教科教育法」（3年次から）
- ④ 学びあう関係をつくる力と技術 = 「教育課程論」（2年次から）
カリキュラムを構成する力 = 「教育の方法と技術」（2年次から）
= 「総合的な学習の時間の指導法」（2年次から）

B. 教育実践力を高める

学校現場で教師の仕事を体験し自分の課題を見つける

= 「教育実習Ⅰ」（3年次）, 「教育実習ⅡA・ⅡB」（4年次）

C. 教育実習体験を踏まえ、教職課程の全カリキュラムの学習を再確認し、統合する

= 「教職実践演習（中・高）」（4年次）

すべての授業における教育方法を通じて、経験を言語化する力、読書力、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力、場の運営力を鍛える。

教科及び教職に関する科目（2019年度以降入学者用）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学の授業科目	単位	履修開始年次	備考
1. 教科及び教科の指導法に関する科目 (A群)	教科に関する専門的事項	各学部の教科に関する専門的事項に関する科目			各学部設置科目
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2	3年	
		国語科教育法Ⅱ	2	3年	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3年	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3年	
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年	
		数学科教育法Ⅰ	2	3年	
		数学科教育法Ⅱ	2	3年	
		理科教育法Ⅰ	2	3年	
		理科教育法Ⅱ	2	3年	
		情報科教育法Ⅰ	2	3年	
		情報科教育法Ⅱ	2	3年	
		農業科教育法Ⅰ	2	3年	
		農業科教育法Ⅱ	2	3年	
		商業科教育法Ⅰ	2	3年	
		商業科教育法Ⅱ	2	3年	
		英語科教育法Ⅰ	2	3年	
		英語科教育法Ⅱ	2	3年	
		独語科教育法Ⅰ	2	3年	
		独語科教育法Ⅱ	2	3年	
		仏語科教育法Ⅰ	2	3年	
		仏語科教育法Ⅱ	2	3年	
		授業デザイン論（国語）A	2	2年	
		授業デザイン論（国語）B	2	2年	
		授業デザイン論（数学）A	2	2年	
		授業デザイン論（数学）B	2	2年	
		授業デザイン論（理科）A	2	2年	
		授業デザイン論（理科）B	2	2年	
		授業デザイン論（英語）A	2	2年	
		授業デザイン論（英語）B	2	2年	
		授業デザイン論（独語）A	2	2年	
		授業デザイン論（独語）B	2	2年	
授業デザイン論（仏語）A	2	2年			
授業デザイン論（仏語）B	2	2年			

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学の授業科目	単位	履修開始年次	備考
2. 教育の基礎的理解に関する科目 (B群)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	2	1年	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	1年	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	2	1年	いずれか1科目選択必修
		学校の制度と経営	2	1年	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	1年	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	1年	介護等体験前提科目
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2年	
3. 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (C群)	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	2	2年	中学校のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2年	
	特別活動の指導法	特別活動論	2	2年	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術	2	2年	
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	2年	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	2年	
4. 教育実践に関する科目 (D群)	教育実習	教育実習 I	1	3年	
		教育実習 II A 教育実習 II B	4 2	4年	
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4年	

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位	履修開始年次	備考	
5. 大学が独自に設定する科目 (E群)	道徳教育の理論と実践	2	2年	高校のみ計上	
	教育法Ⅰ	2	2年	法学部設置科目	
	教育法Ⅱ	2	2年	法学部設置科目	
	教育学A	2	1年	文学部設置科目	
	教育学B	2	1年	文学部設置科目	
	教職特論A	2	3年		
	教職特論B	2	3年		
	生涯学習概論	4	1年		
	(社会教育主事課程設置科目)				
	社会教育課題研究	4	3年	社会教育主事課程を履修していない場合、在学中8単位を上限として、修得できます。	
	社会教育経営論A	2	2年		
	社会教育経営論B	2	2年		
	ジェンダーと教育A	2	2年		
	ジェンダーと教育B	2	2年		
	現代の子どもと社会教育	2	2年		
	環境問題と社会教育	2	2年		
	福祉と社会教育	2	2年		
	(司書課程設置科目)				
	児童サービス論	2	2年		
	(司書教諭課程設置科目)				
	学校経営と学校図書館	2	1年	司書教諭課程を履修していない場合、在学中4単位を上限として修得できます。 「情報メディアの活用」は事前申請必要科目です。	
	学校図書館メディアの構成	2	2年		
	学習指導と学校図書館	2	2年		
	読書と豊かな人間性	2	1年		
情報メディアの活用	2	2年			

1. 『教科に関する専門的事項』に関する科目について

『教科に関する専門的事項』に関する科目は、原則として、所属学部開設されており、所属する学部・学科（専攻）ごと、取得を希望する免許状の種類・教科ごとに定められています。卒業要件単位に含まれると同時に、免許状取得のための単位として使用できます。詳細は、「Ⅸ. 学部（学科・専攻）別免許状の取得要件科目一覧」を参照してください。

なお、履修にあたっては、次の2点を満たすことが必要です。

- ① 条件科目（必修科目、選択必修科目）を修得すること。
- ② 1 免許教科ごとに指定科目から20単位以上を修得すること。*

*ただし、中学校・高等学校及び2つ以上の免許教科に共通の科目は、両方に使用できます。

注：条件科目は、一般的包括的な内容（その学問領域を網羅し、特定の領域に偏っていない）を含んでいます。（農学部及び国際日本学部の条件科目の一部は一般的包括的な内容を含んでいません。）

2. 〔教職専門科目〕について

教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうち『教科に関する専門的事項』に関する科目及び『大学が独自に設定する科目』を除いた科目を本学では、〔教職専門科目〕といいます。

〔教職専門科目〕については、**中学校教諭一種免許状を取得する場合は39単位以上、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は31単位以上を修得しなければなりません。**

(1) 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

各教科の「教科教育法」及び「授業デザイン論」を中学校教諭一種免許状を取得する場合は**8単位以上**、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は**4単位以上**を修得しなければなりません。

所属する学部・学科（専攻）により履修できる科目が定められているので注意してください。詳細は「Ⅸ. 学部（学科・専攻）別免許状の取得要件科目一覧」を参照してください。

(2) 「特別支援教育概論」について

介護等体験前提科目です。介護等体験をする前年度までに修得しなければなりません。

(3) 「道徳教育の理論と実践」について

「道徳教育の理論と実践」は、中学校教諭一種免許状取得要件上のみ、〔教職専門科目〕として計上されます。（高等学校教諭一種免許状取得要件上では、『大学が独自に設定する科目』として計上されます。）

(4) 「教育実習Ⅰ」「教育実習ⅡA」及び「教育実習ⅡB」について

① 履修年次

原則として、3年次に「教育実習Ⅰ」を、4年次に「教育実習ⅡA」又は「教育実習ⅡB」を履修します。

② 免許種ごとに履修が必要な教育実習科目

取得する免許状	教育実習の必要修得単位数	授業科目「教育実習」の履修方法
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状の 両方を取得する場合	5単位	教育実習Ⅰ（1単位）…必修 教育実習ⅡA（4単位）…必修
中学校教諭一種免許状のみ 取得する場合	5単位	教育実習Ⅰ（1単位）…必修 教育実習ⅡA（4単位）…必修
高等学校教諭一種免許状のみ 取得する場合	3単位	教育実習Ⅰ（1単位）…必修 教育実習ⅡA（4単位） } いずれか1科目 教育実習ⅡB（2単位） } を選択必修

③ 履修条件

「教育実習ⅡA」及び「教育実習ⅡB」は、教職課程全体の履修を計画的、意欲的に進めていると認められる4年次以上の学生のうち、「教育実習Ⅰ」の1単位及び「教科教育法（授業デザイン論を含む）」の4単位以上を含んだ〔教職専門科目〕を19単位以上修得した学生のみが履修できます。

(5) 卒業単位への算入について

〔教職専門科目〕を卒業単位に算入できるか否かは学部により異なります。（詳細は、学部の「履修案内」及び「資格課程シラバス」で確認してください。）

3. 『大学が独自に設定する科目』について

『大学が独自に設定する科目』とは、E群に設置された科目だけではなく、〔教職専門科目〕及び『教科に関する専門的事項』に関する科目それぞれにおいて修得した単位数のうち、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得するための最低修得単位数を超過した分の単位数も該当します。（次ページ『大学が独自に設定する科目』の取り扱いについてを参照してください。）

- (1) 『大学が独自に設定する科目』は、「教育法Ⅰ」「教育法Ⅱ」「教育学A」及び「教育学B」を除き、学部の卒業単位に算入することができません。
- (2) 法学部で開設している「教育法Ⅰ」及び「教育法Ⅱ」は、所属学部で履修登録をしてください。（法学部以外の学生がこの科目の履修を希望する場合、他学部履修になります。）
- (3) 文学部で開設している「教育学A」及び「教育学B」は、所属学部で履修登録をしてください。（文学部以外の学生がこの科目の履修を希望する場合、他学部履修になります。）
- (4) 「道德教育の理論と実践」は、高等学校教諭一種免許状取得要件上のみ『大学が独自に設定する科目』として計上されます。（中学校教諭一種免許状取得要件上は、C群『道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』として計上されます。）
- (5) 『大学が独自に設定する科目』については、次の履修制限があります。
 - ① 社会教育主事課程を履修していない学生が、『大学が独自に設定する科目』として設置されている社会教育主事課程科目を履修する場合は、**在学中の修得単位の上限を8単位とします。**
 - ② 司書教諭課程を履修していない学生が、『大学が独自に設定する科目』として設置されている司書教諭課程科目を履修する場合は、**在学中の修得単位の上限を4単位とします。**

『大学が独自に設定する科目』の取り扱いについて

〔教職専門科目〕及び『教科に関する専門的事項』に関する科目のそれぞれ最低修得単位数を超えた単位については、免許申請の際に『大学が独自に設定する科目』の単位として計上することができます。ただし、計上できる単位数は、免許教科によって異なります。計上する場合は、それぞれの免許教科ごとに必要単位数を集計した上で判断しなければなりません。(下記例参照。)

* 例 * * * * *
ある学生が免許ごとに単位を集計したところ、次の表のような単位数になった。

	高等学校一種免許状「地理歴史」	高等学校一種免許状「公民」
〔教職専門科目〕	33 (31)	33 (31)
『大学が独自に設定する科目』	0 (8)	0 (8)
『教科に関する専門的事項』	40 (20)	20 (20)
合計単位数	73 (59)	53 (59)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

* * * * *

① 地理歴史の免許状を取得する場合

〔教職専門科目〕の余った単位（2単位）と、『教科に関する専門的事項』に関する科目の余った単位（20単位）を『大学が独自に設定する科目』として計上することができるので、新たに『大学が独自に設定する科目』の単位を修得する必要はありません。

② 公民の免許状を取得する場合

『教科に関する専門的事項』に関する科目に余った単位はなく、〔教職専門科目〕の余った単位（2単位）しか計上できないため、『大学が独自に設定する科目』を残り6単位以上取得しなければなりません。なお、地理歴史の免許状で余った単位を、公民の免許状に回すことはできません。

	高等学校一種免許状「地理歴史」	高等学校一種免許状「公民」
〔教職専門科目〕	33 (31) ↓ 2 22単位計上可能	33 (31) ↓ 2 2単位のみ計上可能
『大学が独自に設定する科目』	↑ 20 0 (8)	↑ 0 0 (8)
『教科に関する専門的事項』	40 (20)	20 (20)
合計単位数	73 (59)	53 (59)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

※ 矢印内の数字は、『大学が独自に設定する科目』に回せる単位数を示している。

地理歴史の免許状で余った単位を公民の免許状の単位に回すことはできません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について

[日本国憲法, 体育, 外国語コミュニケーション, 情報機器の操作]

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目である「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」に該当する科目は、学部（学科）ごとに定められています。

所属する学部（学科）が指定する科目から、それぞれ2単位以上修得しなければなりません。

所属している学部（学科）が指定していない科目は、免許取得要件単位として計上できませんので、間違えないようにしてください。

1. 「日本国憲法」に該当する科目を2単位以上修得すること。
2. 「体育」に該当する科目を2単位以上修得すること。
3. 「外国語コミュニケーション」に該当する科目を2単位以上修得すること。
4. 「情報機器の操作」に該当する科目を2単位以上修得すること。

(1) 所属している学部（学科）が指定する科目については、本書「Ⅷ. 学部（学科・専攻）別免許状の取得要件科目一覧」の各学部のページに記載されています。

(2) 教育職員免許法施行規則に定める科目である「日本国憲法」については、学部によって、**共通講座**の「日本国憲法」を使用しています。履修方法等については「資格課程シラバス」を参照してください。

▽ 共通講座

科目区分	授業科目	単位	履修できる学部										
			法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2				○	○			○		○	

注1：表中○印の付いている学部の学生が履修できます。

注2：履修開始年次は1年次からです。

注3：理工学部の学生が、自学部開設科目である「法学A（日本国憲法）」を履修する場合の履修開始年次は、3年次となります。

(3) 教育職員免許法施行規則に定める科目である「外国語コミュニケーション」については、学部によって、「学部間共通外国語」を使用しています。履修方法等については「学部間共通外国語シラバス」を参照してください。

(4) 教育職員免許法施行規則に定める科目である「情報機器の操作」については、学部によって、「情報関係科目」を使用しています。履修方法等については「情報関係科目シラバス」を参照してください。

5. 教育実習

(1) はじめに

教育実習は、①大学における実習ガイダンスへの出席、②「教育実習Ⅰ」及び「教育実習ⅡA・ⅡB」（事前指導及び事後指導を含む。）の履修、③2～3週間の「実習校での実務」（以下現場実習と言う。）など、所定の要件を全て満たしてはじめて単位が認定されます。

現場実習の期間は、大学の授業は欠席を余儀なくされますし、特に社会人の学生は勤務先を長期にわたり欠勤せざるを得なくなります。また、現場実習期間中は、就職活動や公務員採用試験、大学院入学試験の受験もできなくなります。この点を十分留意しておく必要があります。

(2) 教育実習の目的

現場実習は、公教育を実践的・多面的に学ぶことを目的とするもので、単に教師の仕事の“見習い訓練”ではありません。具体的には、生徒の教科の学習や教科外活動を支援する教師の役割を体験すること、生徒との交流の在り方を模索すること、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識することなどから構成されます。

また、この“現場実習”を通じて、教職課程履修者自らの、教師としての適性を判断したり、教職を志望してゆく上での課題をつかんだりすることも、極めて重要なことです。

(3) 教育実習の内容

教育実習は、教育職員免許状取得のための必修科目です。中学校教諭一種免許状のみを取得、又は、中学校及び高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は5単位、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は3単位の修得が必要です。

本学における教育実習の事前・事後指導は、「教育実習Ⅰ」と「教育実習ⅡA・ⅡB」の二つに分かれています。実習予定者は3年次秋学期から4年次の現場実習を経て事後指導まで、教職課程専任教員及び教職経験の豊富な兼任教員が担当するクラスで実習の指導を受けます。

① 「教育実習Ⅰ」（1単位）

3年次秋学期の授業です。教育実習の事前指導として、実習生としての心構えや、組織としての学校と教員の職務、生徒理解と指導上の留意点、教材研究や授業運営の指針などを学びます。

② 「教育実習ⅡA」（4単位）及び「教育実習ⅡB」（2単位）

実習直前の事前指導⇒実習校における現場実習⇒事後指導（まとめ）と進む授業です。

現場実習は、それぞれの実習校の方針に基づいた指導計画によって実施されます。指導教諭をはじめ教職員全体の指導のもとに、授業にとどまらず、学校教育全般についての理論や実践を学びます。実習生は、指導を受ける立場でありながら、同時に、教壇に立って生徒たちから「先生」と呼ばれるという、特殊な立場を経験します。

事後指導は、現場実習での様々な体験を整理・反省して、ひとまとまりの経験へと総括し、実習から得たものを確認するとともに、今後、取り組み続けるべき課題を明確に認識するために行うものです。大学における教育実習の授業の総仕上げにあたります。

6. 教職実践演習

(1) はじめに

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）」が2008（平成20）年11月12日に公布され、2009（平成21）年4月1日から施行されました。

この改正省令によって、2010（平成22）年度入学生から、新たに「教職実践演習（中・高）」が必修科目となりました。

(2) 教職実践演習の趣旨（目的）

教職課程での学習に加えて、教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され形成されたかについて、最終的に確認することを目的としています。

(3) 「教職実践演習（中・高）」の内容

原則として、「教育実習ⅡA・ⅡB」の履修クラスを基に授業を行います。

各人の現場実習での経験を踏まえ、学習指導案に基づいた模擬授業を行って学生同士が相互評価をしたり、教職において重要な事柄（実習で課題として気づいた生徒指導についての問題など）についてグループディスカッションを行い、その結果を授業中に発表したりするなど、演習を中心とした内容になります。

(4) 履修カルテについて【重要】

4年次秋学期の「教職実践演習（中・高）」の授業に向けて、教職課程履修開始からの学習の記録（履修カルテ）を作成して準備する必要があります。履修カルテは、各人の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うために必要となります。履修カルテは「教育実習Ⅰ」及び「教職実践演習（中・高）」の授業開始時に授業担当教員に提出するほか、「教職実践演習（中・高）」の評価の対象となります。

履修カルテの作成の仕方については、『資格課程シラバス』を参照してください。

7. 介護等体験

(1) はじめに

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得するために必要な介護等体験に関する法律が、1997年6月18日に公布され、1998年4月1日から施行されました。法律の正式名称は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」です。略して「介護等体験特例法」といいます。

(2) 「介護等体験特例法」の趣旨（目的）

この制度の趣旨は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するため、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をすることです。そして、これらの体験を通じて、他人の心の痛みを理解すると同時に、人間は一人ひとりが違った能力や個性をもっていることを知ることを目的としています。

(3) 介護等体験の内容

① 介護等体験の対象者

中学校教諭一種免許状取得を希望する学生は、介護等体験を行わなければなりません。

② 体験の内容

介護等体験の日数は7日間です。内訳は社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設等）で5日間、特別支援学校で2日間となっています。

具体的な体験内容は、体験受入先に一任されています。一般的には、介護、介助の補助のほか、高齢者や障害者との交流等の体験、児童・生徒に対する教育の補助、社会福祉施設や学校の行事への参加、受入施設の教職員の業務の補助など、幅広い内容が想定されています。

(4) 介護等体験にあたり注意すること【重要】

体験に際しては、体験受入先の指示に従い、積極的に行動することが求められます。

大学及び体験先の教職員の指示に従わない場合や協調性に欠ける言動が見られる場合、無断欠席、遅刻、怠惰な振舞い及び健康診断書などの未提出などにより体験受入先に迷惑を与えた場合は、当該年度の介護等体験を中止することや、次年度以降の介護等体験を禁止する措置をとることもありますので、十分注意してください。

また、大学で実施するガイダンス及び事前指導に欠席した学生、提出書類を所定の期限内に提出できない学生については、介護等体験を行うことができません。

Ⅳ. 教職課程関係科目と履修方法（大学院生）

教育職員免許状（専修）取得要件の概要

専修免許状の取得要件は、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」により定められています。本学における免許状取得要件は次のとおりです。（詳細は各項目のページで確認してください。）

① 修士の学位を取得すること。（修了すること。）

博士前期課程に1年以上在学し、所属研究科専攻分野の専門教育科目30単位以上を修得した学生も、基礎資格を得たものとみなされます。

② 取得したい専修免許状と同一の教科かつ同一の学校種別の一種免許状を取得していること。

免許状を取得していなくても、所定の単位を修得していれば、同様の扱いになります。

③ 専修免許状の取得要件科目を24単位以上修得すること。

所属する研究科・専攻の取得要件科目から、24単位以上を修得してください。

履修上の注意事項

1 一種免許状の取得について

大学院に在学しながら、科目等履修生として学部設置されている科目を履修することによって、一種免許状を取得することができます。ただし、この場合、大学院の指導教員の許可を得たうえで、4月上旬（授業開始前）に公開される教職課程ガイダンス動画を必ず視聴してください。

ガイダンスについては、資格課程の掲示板等でお知らせします。科目等履修生になることを希望する学生は、3月末までに資格課程の掲示板またはホームページで所定の手続について確認しておいてください。

2 履修手続きについて

大学院に在学しながら、教員免許状（専修免許状及び一種免許状）を取得しようとする学生は、4月上旬（授業開始前）に公開される教職課程ガイダンス動画を必ず視聴してください。履修登録に必要な書類等は、資格課程事務室で配付します。

3 他大学大学院において修得した単位について

「大学院特別聴講制度（単位互換制度）」及び「首都大学院コンソーシアム」において修得した単位、並びに他大学院において修得した単位を本学大学院で認定した単位については、専修免許状の単位に使用できません。

所属する研究科・専攻において定められた専修免許状の取得要件科目を24単位以上修得してください。

4 大学院の授業科目を学部在学中に先取り履修した場合について

- ① 大学院の授業科目を学部在学中に先取り履修した単位のうち、専修免許状の取得要件として使用できる単位の上限は10単位です。
- ② 先取り履修した単位を専修免許状の取得要件として使用する場合は、一括申請の対象外となり、個人申請をする必要があります。
- ③ 専修免許状の取得を希望する場合は、大学院（博士前期課程）に進学した初年度の4月上旬に実施される資格課程ガイダンス（専修免許状ガイダンス）に必ず出席し、先取り履修した単位を免許状取得の要件に使用することを申し出てください。

- ◆ 履修方法は、所属する研究科・専攻ごとに異なります。
以下のページを熟読し、間違いのないように履修してください。

法学研究科	162～164ページ
商学研究科	165～166ページ
政治経済学研究科	167～172ページ
経営学研究科	173～175ページ
文学研究科	176～182ページ
理工学研究科	183～184ページ
農学研究科	185～187ページ
情報コミュニケーション学研究科	188ページ
教養デザイン研究科	188ページ
先端数理科学研究科	189ページ
国際日本学研究科	190ページ

V. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、教育職員免許法にしたがって、都道府県の教育委員会（免許状授与権者という。）に申請することにより授与され、いずれの教育委員会から交付される免許状も全国共通で使用できます。免許状の申請には「一括申請」と「個人申請」があります。

一括申請

一括申請とは、大学が当該年度（申請年度）の免許状取得見込者を取りまとめて、駿河台・和泉・中野キャンパス在籍者は東京都教育委員会へ、生田キャンパス在籍者は神奈川県教育委員会へ免許状授与の申請をすることです。

1. 一括申請の資格（次の①～③のすべての要件を満たすことが必要）

- ① 4年生、大学院生及び科目等履修生で、当該年度中に申請教科の免許状の所定の単位を修得することが見込まれる者（中学校教諭の免許状を申請する場合、介護等体験の証明書も必要）
- ② 当該年度末に4年生は「卒業」が、大学院生、科目等履修生は「修了」が見込まれる者
- ③ 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに抵触しない者

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定（概要）

- 3号 成年被後見人又は被保佐人
- 4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した者

※ 上記①～③に該当する場合であっても、教育委員会において単位の修得方法等を検討し、一括申請の対象外と判断された者は、個人申請で免許状を取得することになります。また、既に教員として勤務する者は、勤務する学校の所在地によって手続きが異なりますので事務室に申し出てください。

2. 一括申請の手続き

次の一括申請の手続きを怠った学生は、卒業時に免許状が交付されません。この場合、教員採用が内定している者も4月以降教員として就任することができないことがあるので特に注意してください。なお、手続きの詳細な日程については資格課程の掲示板等でお知らせします。

- ① 一括申請申込書の提出（4月上旬）
Oh-o! Meijiの免許状一括申請アンケートに回答し、免許状申請の基本となる教科、氏名、本籍等を登録します。
- ② 所有している免許状の写しの提出（5月末日まで、教員免許状をすでに所有している学生のみ）
- ③ 介護等体験証明書の提出（7月、中学校教諭一種免許状申請者のみ）
中学校教諭一種免許状の申請に必要なため、介護等体験証明書（原本）を提出してもらいます。なお、この証明書は免許状交付の際に返却します。

④ 「授与申請内容」の確認（10月中旬～下旬）

「授与申請内容」の確認及び手続きについて Oh-o! Meiji のアンケートに回答し、免許状申請手数料の納入を行います。

3. 免許状の交付

所定の要件を満たした学生で、一括申請の一連の手続きをすべて行った学生には卒業式当日に教育職員免許状を交付します。

個人申請

免許状の一括申請の手続きをしなかった者及び一括申請の対象外となった者が、免許状を取得するには、個人申請の手続きによることとなります。

この場合、免許状の授与権者は、居住地の都道府県の教育委員会になります。^(注)

通常、4月以降の手続きとなり、申請から授与まで1カ月程度を要しますので、4月から教職に就く予定がある場合や、非常勤講師の募集に何時でも対応できるように備えておきたい場合には、一括申請の手続きをとっておくことを薦めます。

注：個人申請をする者で、国公立の学校の教員に内定した者は、当該学校の所在する都道府県の教育委員会に申請することになります。

VI. 一括申請による教育職員免許状取得者数一覧表

(2010年度～2019年度)

学 部 等 \ 年 度	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010
法 学 部	11	8	3	13	10	14	10	15	10	13
商 学 部	11	11	8	10	14	24	12	15	10	13
政治経済学部	16	18	16	27	26	27	24	24	31	38
文 学 部	文	28	70	57	54	52	67	79	73	89
	史学地理	35	54	53	62	52	67	79	60	63
	心理社会	5	3	7	5	4	12	12	3	5
理 工 学 部	42	46	43	55	52	57	67	64	64	66
農 学 部	14	25	20	21	36	44	53	34	45	53
経 営 学 部	14	4	4	12	10	9	8	11	15	14
情報コミュニケーション学部	9	8	8	10	9	10	22	18	15	6
国際日本学部	19	15	10	24	13	24	29	29	16	
総合数理学部	30	18	25	51						
小 計	234	280	254	344	278	355	395	346	325	360
大 学 院	23	39	23	36	47	36	35	30	30	36
科目等履修生	6	4	3	3	14	9	10	12	14	15
合 計	263	323	280	383	339	400	440	388	369	411

※ 一括申請のみ。卒業後の個人申請は除く。

Ⅶ. 教員採用について

教員採用は、競争による試験ではなく、学力・人物・身体などに関して教員としての適性を審査する選考によるとされています。教職教養・専門教養・一般教養などの筆記試験、適性検査、論作文、面接（個人面接・集団面接）、及び実技（学習指導案の作成、模擬授業他）の試験などから構成され、このうち、最近では模擬授業や面接、ボランティアの活動歴が重視される傾向にあります。また、公立・私立を問わず、中学校と高等学校の双方の免許状を取得していること（取得予定を含む。）が応募の条件とされる傾向があります。注意してください。

なお、教職課程では毎年教育委員会による教員採用選考説明会など、教員採用に関する各種の企画を実施しています。掲示に注意しておいてください。

公立学校の教員採用

① 正規採用

公立学校の採用選考は、都道府県と政令指定都市の教育委員会が行っています。出願から採用までのスケジュールは概ね以下のとおりです。2次試験の合格者は「採用候補者名簿」に登載され、教育委員会や学校長の面接を経て正式採用となります。「採用候補者名簿」の有効期限は原則1年間ですが、名簿登載後一定の年限について採用試験の一部が免除される場合があります。詳細については、募集要項をよく確認してください。

出願から採用まで

4月上旬～5月下旬	募集要項配布開始
4月上旬～6月中旬	出願受付
7月上旬～7月下旬	1次試験
7月下旬～9月上旬	1次試験合格発表
8月上旬～9月下旬	2次試験
9月中旬～10月下旬	2次試験合格発表（名簿登載）
1月下旬～3月上旬	市（区）町村教育委員会面接 校長面接 採用・赴任校決定

詳しい日程や試験の内容は教育委員会によって異なっており、年度による変更もあります。各自で教育委員会に最新の情報を問い合わせてください。また、出願の時期に教育実習を控えている人は、実習を行う前に出願を済ませるようにしてください。

* 教育委員会によっては、教育実習指導室、資格課程事務室（生田分室）、資格課程事務室（中野分室）で募集要項を配布しています。

② 期限付任用教員

近年、「採用候補者名簿」にもれた受験者の中から、「期限付任用教員」を採用する教育委員会が増えています。「期限付任用教員」として学校に勤務した場合、翌年の採用試験の一部が免除される場合があります。募集要項をよく確認してください。

③ 臨時・非常勤採用

教育委員会によって採用の手順や条件が異なるので、教育委員会に直接問い合わせてください。

私立学校の教員採用

私立学校は、各学校の理念や教育目標に基づいて特色ある教育を実践しています。そのため、学校の校風や沿革、カリキュラム、あるいは勤務条件、勤務地などについて、事前によく調べておく必要があります。各学校のホームページをよく確認しておくといいでしょう。

① 私学教員適性検査

原則として私立学校は学校ごとに独自の採用をしていますが、私学協会の実施する「私学教員適性検査」の結果にもとづいて教員採用候補者を選ぶ学校もあります。適性検査の実施スケジュールはおおよそ次のとおりです。検査結果が出た後、各学校から個別に採用試験のスケジュールや内容について連絡を受け、試験に臨むことになります。

出願から採用まで	
5月下旬～	要項配布開始
6月中旬～7月下旬	出願期間
8月下旬	検査日
9月中旬	検査結果の通知

適性検査の日程や内容は様々なので、詳細については各私学協会に確認してください。2020年度現在私学適性検査を実施している私学協会等は、次のとおりです。

なお、以下6都県（群馬県除く。）協会では、「私学教員適性検査」を同一日時・共通問題で実施しています。一般財団法人日本私学教育研究所各協会のホームページを確認してください。

<http://www.shigaku.or.jp/employ/proper.html>

都 県	団 体 名	電 話 番 号
群 馬 県	群馬県私立小・中・高等学校協会	027-255-6871
東 京 都	一般財団法人東京私立中学高等学校協会	03-3263-0541
静 岡 県	静岡県私学協会	054-254-8208
愛 知 県	愛知県私学協会	052-957-1390
兵 庫 県	兵庫県私立中学高等学校連合会	078-335-7697
広 島 県	広島県私立中学高等学校協会	082-241-2805
福 岡 県	福岡県私学協会	092-713-7281

◆ 東京私立中学高等学校協会の場合（2021年度 私学教員適性検査実施要項から抜粋）

○受検資格

- ・高等学校教諭免許状（国語・地歴・公民・数学・理科・英語・家庭）を取得済みの人、及び2021年4月1日までに同免許状を取得する見込みの人。
- ・年齢制限はありません。
- ・中学校教諭免許状のみを有する人（または取得見込みの人）は、受検できません。
- ・学校教育法9条の欠格事由及び教育職員免許法第5条第1項ただし書に該当する人は、受検できません。

○検査内容

(1) 専門（教科・科目）[80分]

国語・世界史・日本史・地理・政治経済・数学・物理・化学・生物・英語・家庭

（免許状に合ったものを一つ選択）

(2) 教職教養 [50分]

出題内容は、教育原理・教育心理学・教科教育法・教育史・教育法規・生徒指導・一般教養・時事問題等。

○検査の結果

- ・本検査は、採用試験ではありませんので、合格・不合格の判定は行わず、「専門」・「教職教養」の各々について「A B C D」4段階の成績が付きます。この成績が検査結果となります。なお、国語につきましては、現代文・古文・漢文の分野別でも成績が付きます。
- ・検査結果については、全受検者に郵送にて通知しますが、都内の私立中学高等学校長に受検者の情報を提供いたします。なお、他県私立から閲覧の希望があった場合は、「他県私立でも可」を選択した受検者の情報を提供いたします。

② 履歴書受付

都道府県によっては、私学協会等で教員志願者の履歴書を受け付け、教員を募集する学校に提供しているところがあります。「履歴書委託制度」「登録制度」「教員委託制度」などと呼ばれています。

* 2020年度現在「履歴書受付」を行っている私学協会等は、次のとおりです。

都道府県	団 体 名	電 話 番 号
北 海 道	北海道私立中学高等学校協会	011-241-6651
山 形 県	山形県私立中学高等学校協会	023-641-2323
福 島 県	福島県私立中学高等学校協会	024-522-3252
新 潟 県	新潟県私立中学高等学校協会	025-250-6377
茨 城 県	茨城県私学協会	029-226-1224
栃 木 県	栃木県私立中学高等学校連合会	028-648-1811
埼 玉 県	一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会	048-863-2110
千 葉 県	一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会	043-241-7382
神 奈 川 県	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会	045-321-1901
東 京 都	一般財団法人東京私立中学高等学校協会	03-3263-0541
福 井 県	福井県私立中学高等学校協会	0776-27-3080
山 梨 県	山梨県私立中学高等学校連合会	055-232-4422
長 野 県	長野県私立中学高等学校協会	026-235-3353
静 岡 県	静岡県私学協会	054-254-8208
愛 知 県	愛知県私学協会	052-957-1390
三 重 県	三重県私学協会	059-225-5171
滋 賀 県	滋賀県私立中学高等学校連合会	077-527-5366
京 都 府	京都府私立中学高等学校連合会	075-344-0385
大 阪 府	大阪私立中学校高等学校連合会	06-6352-4761
兵 庫 県	兵庫県私立中学高等学校連合会	078-335-7697
鳥 取 県	一般社団法人鳥取県私立学校協会中学高等学校部会	0857-29-4266
岡 山 県	岡山県私学協会	086-224-7481
広 島 県	広島県私立中学高等学校協会	082-241-2805
山 口 県	山口県私立中学高等学校協会	083-922-5256
長 崎 県	長崎県私立中学高等学校協会	095-821-0211
鹿 児 島 県	鹿児島県私立中学高等学校協会	099-812-8778

- ◆ 東京私立中学高等学校協会「履歴書依託制度」の場合（一般財団法人東京私立中学高等学校協会ホームページから抜粋）

履歴書依託制度は、私立中学高等学校における教職員採用に資するための制度である。

○ 依託可能な者

東京都内の私立中学・高等学校の教員もしくは事務職員を希望する者。教員の場合は、高等学校免許状取得済みの人、翌年4月1日までに同免許状を取得する見込みの人。（技術は中学校免許のみで可。なお、学校教育法第9条の欠格事由及び教育職員免許法第5条第1項ただし書に該当する人は依託できません。）

○ 依託有効期間

随時

○ 依託後の取り扱い

依託された情報を東京都内の私立中学高等学校に提供します。その後は、学校と履歴書依託者との直接交渉となります。

③ 公募による採用

その他、公募によって教員を募集する私立学校も多数あります。募集要項は求人情報検索システム（Job-Meiji）に登録されています。確認のうえ、募集要項を参照してください。

教員採用者数

2019年度（2020年3月）に一括申請で教員免許状を取得した者は263名いました。

そのうち、教員採用者数は、公立・私立の教諭・常勤講師・臨時的任用教員・非常勤講師を合わせて、65名でした。詳細については『明治大学教職課程年報』（毎年3月刊行）を参照してください。

Ⅷ. 小学校教諭免許状の取得について

小学校教諭の普通免許状を取得するには、次の方法があります。

- ① 明治大学卒業後、小学校教員養成課程のある大学へ学士入学し、免許を取得する。
- ② 明治大学卒業後、小学校教員養成課程のある大学で科目等履修生になり、免許を取得する。
- ③ 小学校教員資格認定試験に合格して、免許を取得する。

◆ 小学校教員資格認定試験（令和2年度 試験案内から抜粋）

広く一般社会から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身に付けた方が教員免許状を取得する方策として小学校教員資格認定試験を実施しています。平成30年度から試験実施事務を独立行政法人教職員支援機構が行っています。

小学校教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものです。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。

認定試験の受験資格は次のいずれかに該当する者です。

高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、平成12年4月1日までに生まれたもの。

認定試験は、第1次試験、第2次試験、指導の実践に関する事項に係る試験に分けて実施します。

- (1) 第1次試験：教科及び教職に関する科目(I)、教科及び教職に関する科目(II)（全て筆記試験）
教科及び教職に関する科目(III)、教科及び教職に関する科目(IV)（筆記試験）
- (2) 第2次試験：指導案等作成、模擬授業、グループ討議及び課題論文作成等

※文部科学省は小学校教員資格認定試験を数年後に休止することを決定していますので、常に最新の情報を確認してください。

※採用試験を受けた後は、必ず教育実習指導室に報告に来てください。後輩の参考資料となるよう教員採用試験受験報告書の提出をお願いします。